

平成 28 年度「新しい東北」交流拡大モデル横展開型

商談会・相談会実施事業公募要項

平成 28 年 11 月 21 日

復 興 庁

1. 事業の趣旨

平成 28 年度「新しい東北」交流拡大モデル事業の実施を通じ、官民協働により着実に販路の形成がされつつある一方、外国人旅行者の受入れに意欲を示す東北地方の事業者の数はまだ不十分である。交流人口拡大の取組を持続的なものとし、東北の地域経済の活性化につなげるためには、東北各地で外国人の受入れが可能な観光資源を発掘し、磨き上げることが必要である。

また、東北各地の交流人口拡大を図るに当たっては、地域の多様な業種間の連携強化と地域外の旅行会社等との連携強化が不可欠であり、こうした観点から既存の地域資源の発掘と磨き上げを行う必要がある。

本事業においては、インバウンド受入れの中心となる仙台と観光振興の取組が特に遅れている沿岸部において、商談会・相談会を開催することで、「新しい東北」交流拡大モデル事業の成果のより広い範囲への展開を図るとともに、東北地方の観光に携わる多種多様な事業者の底上げを図るものである。

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (5) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (6) 事業を適確に遂行する技術的能力及び知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (7) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (8) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (9) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものである。所要の選定手続を経て、対象事業を選定した後、当該事業の提案団体と契約を締結し、国による事業として実施することとしている。

また、外部協力者への再委託又は共同実施の提案を行う場合、事業の総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託等することはできない。

以下の事項に留意の上、提案を行うこと。

※ なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続が完了するまでの間は、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではない。

(1) 募集する提案の内容

本事業では、東北における観光資源の磨き上げ及び事業者間のネットワーク形成促進を目的として、①（仙台開催）東北における外国人旅行者の受入れに関心のある地域に密着した事業者と外国人を対象としたツアーを実施している旅行会社等との商談会を含む企画、②（石巻開催）外国人を対象としたツアーを実施している旅行会社等が沿岸部を訪問し、当該地域の観光資源を評価するファミツアー及び相談会を含む企画を開催する取組であって、以下の要件を満たす取組を募集する。

【選定に係る要件】

- ①仙台での商談会の開催に当たって、地域の外国人受入れに関心のある事業者（観光事業者に限らない）に対し、先進事例の紹介等を通じて、受入れ意欲を喚起するとともに、地域の事業者と地域外の旅行会社等との連携強化に資するものであること
- ②石巻でのファミツアー・相談会の開催に当たって、石巻及び周辺地域の周遊ルートを通じて沿岸部の観光地としての魅力を発信するとともに、外国人受入れ拡大に向けた適切な助言を得られると見込まれる企画であること

(2) 事業の選定基準

事業の選定は、提案内容を踏まえ、次のような観点から選定する。

- ①提案事業の実施が地域の事業者の外国人受入れ意欲の喚起につながるものか。
- ②提案事業を実施した結果、地域の事業者と地域外の旅行会社等との連携にどの程度貢献することができるか。
- ③石巻での企画実施について、地域内の異業種間の連携を促進するものとなっているか。
- ④石巻でのファミツアー実施について、石巻及び周辺地域の観光地としての魅力を十分に発信するルート提案となっているか。
- ⑤提案事業を実施した結果、地域の事業者が外国人受入れ拡大に向けた適切な助言

を得られるものとなっているか。

(3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、仙台での商談会企画の実施経費、石巻でのファムツアー及び相談会企画の実施経費である。(地域外の旅行会社等を招へいする旅費、石巻での宿泊費、印刷費、必要な場合の講師謝金、その他人件費等。)

採用する提案は1件であり、最大300万円程度の予算額を想定している。

【支出対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支出対象とはならない。

- ・ 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費（いわゆるハード事業、ただし、消耗品の購入やリースは可）
- ・ イベント等の実施だけを目的とした経費
- ・ 策定だけで終わってしまう地域ビジョンの取りまとめに係る経費
- ・ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費（提案団体において従前から実施している活動の運営経費等）
- ・ 実施期間外の活動に係る経費
- ・ 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業と重複補助にならぬよう、負担区分が明確になるようご注意ください） 等

(4) 実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日から平成29年3月31日までとする。

4. 本事業で実施する内容

① 仙台での商談会の開催

日時：平成29年2月9日（木）12:00～16:00

場所：仙台市内の会議室（別途宮城復興局が指定する。）

想定規模：地域の事業者 20社40名程度

地域外の旅行会社等 15社30名程度

- ・ 上記会場については宮城復興局で予約予定であり、宮城復興局において別途借料を負担するため、会場借上げにかかる費用を見積もる必要はない。
- ・ 時間内のおおむね半分以上を商談会（地域の事業者と地域外の旅行会社等間の連携を図る取組）に充て、残りの時間については外国人受入れ意欲を喚起するセミナー等の取組を自由に提案すること。
- ・ 地域の事業者（観光事業者に限らない）については広く参加を呼びかけること。開催地が仙台であることから、原則として宮城県内の事業者を対象とするが、必ずしも他県の意欲ある事業者の参加を排除するものではない。
- ・ 地域外の旅行会社等については、平成28年度「新しい東北」交流拡大モデ

ル事業選定事業者には原則参加を呼びかけるが、他の事業者であって外国人受入れ拡大に向けて有益な助言が可能と見込まれる事業者については、積極的に提案すること。

- ・参加者全員に対し、本企画の効果を測定することのできるアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
- ・運営に当たり、会場において設営及び実施状況の確認を行うこと。

②石巻でのファムツアー・相談会の開催

日時：平成29年3月中旬（契約後に別途宮城復興局が指定するが、15日前後を想定されたい）

場所：ファムツアーについては石巻市及び周辺市町村の周遊ルート

相談会については石巻市内の会議室（別途宮城復興局が指定する。）

想定規模：地域の事業者 6社12名程度

地域外の旅行会社等 10社15名程度

- ・上記相談会会場については宮城復興局で予約予定（2日目午後を想定）であり、宮城復興局において別途借料を負担するため、会場借上げにかかる費用を見積もる必要はない。
- ・ファムツアー及び相談会について、仙台市を起点とする日程を組み、周遊ルートの提案を行うこと。1泊2日として、地域外の旅行会社等の石巻での宿泊料についても見積もること。途中の移動経費についても見積もること。
- ・地域の事業者については、周遊ルートにおいて地域資源の魅力を発信するにふさわしい者を提案すること。なお、事業の効果をより高めると認められる場合には、事業開始後、周遊ルート及び地域の事業者について変更することができるものとする。
- ・地域外の旅行会社等については、平成28年度「新しい東北」交流拡大モデル事業選定事業者には原則参加を呼びかけるが、他の事業者であって外国人受入れ拡大に向けて有益な助言が可能と見込まれる事業者については、積極的に提案すること。
- ・相談会について、外国人受入れ拡大に向けた活発な意見交換を行えるよう、ワークショップ等の適切な形式を提示し、ファシリテーターの配置等の運営を行うこと。

③報告書の作成

①～②の実施を踏まえ、取組内容の効果の検証等に関する報告書を事業終了前に作成すること。

※ なお、復興庁は、報告書の一部又は全部をホームページ等で公表することができるものとする。

④進捗状況の報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を定期的に報告すること等により、復興庁と緊密に連絡を取ること。

5. 応募に際しての必要書類

様式1から様式3（A4判）に示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について概要資料又は詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

なお、様式については、復興庁宮城復興局ホームページ（以下のリンク先）から提案書様式ファイルをダウンロードすること。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000283.html>

①様式1（Excel形式）：提案書

次の事項について記載すること。

- ア 提案名
- イ 提案者についての情報
- ウ 仙台での商談会の開催内容
- エ 石巻でのファムツアー・相談会の開催内容
- オ 提案者（連携して取組を進める関係者がいる場合は、当該関係者を含む。）における類似取組の実績
- カ 再委託先（再委託が必要な場合）

②様式2（Excel形式）：費用積算書

事業の実施に必要な経費を、①仙台での商談会開催、②石巻でのファムツアー・相談会の開催に分けて記入すること。

③様式3（Word形式）：誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書（提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体の誓約書のみ）を、記名・押印の上、提出すること。

6. 公募期間・提案書類提出方法

(1) 公募期間

- 公募期間
平成28年11月21日（月）～平成28年12月16日（金）
- 公募締切
平成28年12月16日（金）12:00

(2) 提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に原則郵送（宅急便も可）で提出すること。

ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出すること。

※ 郵送は書留郵便に限る。

郵送の場合、封筒の表に「平成28年度「新しい東北」交流拡大モデル横展開型

商談会・相談会実施事業提案書在中」と記載し、1提案ごとに送付すること。
平成28年12月16日（金）12:00 必着

(3) 提出物

- 紙媒体 11部（原紙1セット、コピー10セット）
※提出書類はホチキス止めをしないこと。

- 電子媒体 1部（光ディスク（CD-R 又は DVD-R ディスク））
※様式3は不要。

(4) 提出先

復興庁宮城復興局企業連携推進室 大部、鈴木、小野 宛
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13階
地図
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/j-miyagi.html>

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限る。

7. 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。（参加は任意とする。）

(1) 日時

平成28年11月28日（月）14時00分～

(2) 場所

復興庁宮城復興局 会議室
（宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13階）

8. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先に問い合わせること。

【連絡先】

復興庁宮城復興局企業連携推進室 大部、鈴木、小野 宛
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13階

E-Mail saeko.obu@cas.go.jp
akemi.suzuki@cas.go.jp
hitomi.ono@cas.go.jp

TEL 022-266-2166・022-266-2163・022-266-2251

(受付時間：平日 9:30～17:30)

FAX 022-266-2165

問い合わせはE-mail または FAX（様式自由、ただし規格は A4 判）で行うこと。なお、問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『平成 28 年度「新しい東北」交流拡大モデル横展開型商談会・相談会実施事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先（E-mail または FAX）を明記すること。

【問い合わせの受付期間】

平成 28 年 11 月 21 日（月）9:00～平成 28 年 12 月 16 日（金）12:00

9. その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とする。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととする。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じる。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではない。

以上